

平成30年7月豪雨災害の現状について (第17報)

1 人的・物的被害の状況 (1/21 10:00現在)

(1) 人的被害

| 区分 | 人数 | 備考 |
|----|-----|---|
| 死亡 | 25名 | 天応12名, 吉浦3名, 安浦4名, 中央2名, 阿賀1名, 音戸2名, 蒲刈1名 |
| 負傷 | 22名 | 重傷5名, 軽傷17名 |

※ 負傷者数は、豪雨災害の直接起因による人数 (7/6~8)

(2) 家屋の被害状況 (1/20 18:00現在)

| 全壊 | 大規模半壊 | 半壊 | 一部損壊 | 床下浸水 | 計 |
|-----|-------|-----|-------|------|-------|
| 314 | 132 | 752 | 1,232 | 736 | 3,166 |

※ り災証明に係る現地調査完了件数による。

(3) 公共施設等の被害状況 (H30.8.1現在)

| 区分 | 被害施設数・箇所数等 | 主な被害施設等 |
|--------------------------------|------------|--|
| ① 公共施設 (学校, 福祉, 環境衛生, 産業振興施設等) | 63施設 | 天応市民センター, 天応中学校, 安浦中央保育所, 呉市斎場, グリーンピアせとうち |
| ② インフラ | 1,061か所 | |
| 公園 | 13か所 | 二級峡公園, 串山公園 |
| 土木施設 (道路・河川等) | 371か所 | 市道内海市原線, 真光寺橋 |
| 農林施設 (農道・林道等) | 341か所 | 農道豊浜大橋線, 林道郷原野呂山線 |
| 港湾・漁港施設 | 24か所 | 川原石第1物揚場, 仁方川尻新開護岸 |
| 上下水道施設 | 312か所 | 二級水源地, 柳迫第一ポンプ所 |
| ③ 普通財産 | 17施設 | 山林 (苗代町, 豊浜町, 川尻町) |

2 避難勧告等の発令基準の特例運用

| 地区・町名 | | 土砂災害 | 洪水災害 |
|-------|---|------|------|
| 安浦 | 安浦町大字中畑 | ○ | ○ |
| | 安浦町中央北1丁目, 安浦町中央1~5丁目, 安浦町内海北1~4丁目, 安浦町内海南1丁目 | — | ○ |

3 仮設住宅等の状況 (1/21 10:00現在)

| 住宅の種類 | 入居世帯数 | 備考 |
|--------|-------|---------------------------|
| 公営住宅等 | 43世帯 | 市営32, 県営10, 民間社宅 (中国電力) 1 |
| 応急仮設住宅 | 借上げ型 | 民間借上住宅 |
| | 建設型 | 天応40, 安浦21 |
| 合計 | 255世帯 | |

※ 応急仮設住宅等における提供期限が近づいている方については、個々の事情に応じ、提供期間の更新、公営住宅の優先入居などの対応を行っています。

(1月中に提供期限が到来する方への対応は完了済み。)

4 交通機関及び道路の状況

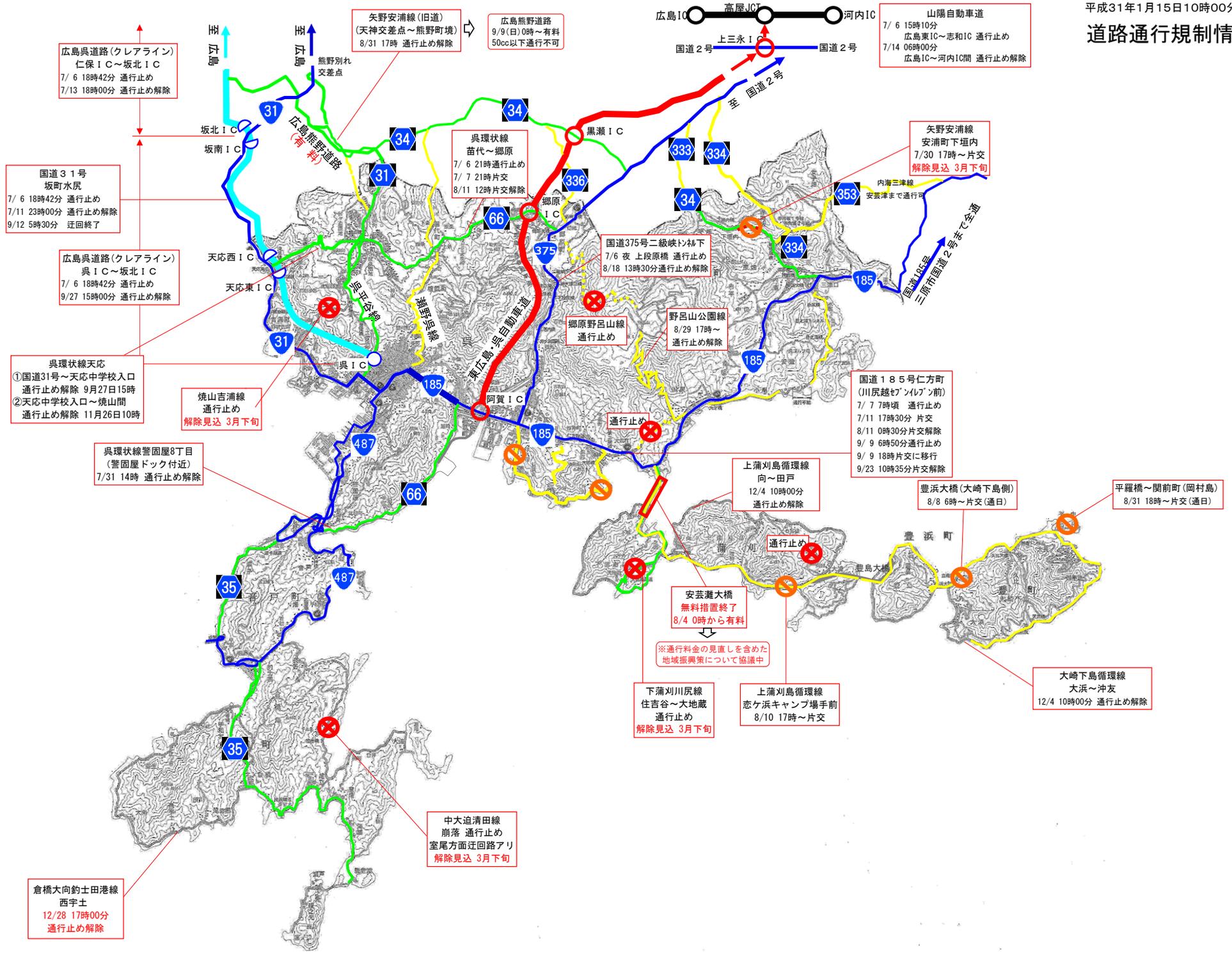
(1) 規制中の交通機関 (1/21 10:00現在)

| 種別 | 路線名 | 区間 | 状況 | 復旧 |
|----|--------|-------------------|------|---|
| 鉄路 | J R 呉線 | かるが浜～天応 小屋浦～水尻 | 徐行運転 | 平成31年春のダイヤ改正までに解消できる目途が立ったため、3月15日をもって終了する予定。 |

(2) 規制中の道路 (1/21 10:00現在) 【別紙参照】

※ 1月15日10時時点からの状況の変化なし

道路通行規制情報



広島呉道路(クレアライン)
仁保IC~坂北IC
7/6 18時42分 通行止め
7/13 18時00分 通行止め解除

国道31号
坂町水尻
7/6 18時42分 通行止め
7/11 23時00分 通行止め解除
9/12 5時30分 迂回終了

広島呉道路(クレアライン)
呉IC~坂北IC
7/6 18時42分 通行止め
9/27 15時00分 通行止め解除

呉環状線天応
①国道31号~天応中学校入口
通行止め解除 9月27日15時
②天応中学校入口~焼山間
通行止め解除 11月26日10時

焼山吉浦線
通行止め
解除見込 3月下旬

呉環状線菅固屋8丁目
(菅固屋ドック付近)
7/31 14時 通行止め解除

矢野安浦線(旧道)
(天神交差点~熊野町境)
8/31 17時 通行止め解除

広島熊野道路
9/9(日)0時~有料
50cc以下通行不可

呉環状線
苗代~郷原
7/6 21時通行止め
7/7 21時片交
8/11 12時片交解除

国道375号二級峡ト袖下
7/6 夜上段原橋 通行止め
8/18 13時30分通行止め解除

郷原野呂山線
通行止め

野呂山公園線
8/29 17時~
通行止め解除

国道185号仁方町
(川尻越ヶトンネル前)
7/7 7時頃 通行止め
7/11 17時30分 片交
8/11 0時30分片交解除
9/9 6時50分通行止め
9/9 18時片交に移行
9/23 10時35分片交解除

上蒲刈島循環線
向~田戸
12/4 10時00分
通行止め解除

豊浜大橋(大崎下島側)
8/8 6時~片交(通日)

平羅橋~関前町(岡村島)
8/31 18時~片交(通日)

安芸灘大橋
無料措置終了
8/4 0時から有料

※通行料金の見直しを含めた
地域振興策について協議中

下蒲刈川尻線
住吉谷~大地蔵
通行止め
解除見込 3月下旬

上蒲刈島循環線
志ヶ浜キャンプ場手前
8/10 17時~片交

大崎下島循環線
大浜~沖友
12/4 10時00分 通行止め解除

中大迫清田線
崩落 通行止め
室尾方面迂回路アリ
解除見込 3月下旬

倉橋大向釣士田港線
西宇土
12/28 17時00分
通行止め解除

平成31年1月22日

環境部 環境政策課
(廃棄物・土砂処理プロジェクト)

災害ごみの受入日の変更について

広多賀谷多目的広場での災害ごみ（可燃ごみ等以外の畳，粗大ごみ〔家具など〕，家電等を含む。）の受入日について，2月から祝日の受入れを中止します。

<広多賀谷多目的広場での災害ごみの受入日について>

【変更前】 平日・土曜日・祝日

↓

【変更後】 平日・土曜日

※受入時間は，8時00分～17時00分（ただし，12時00分～13時00分を除く。）で変更ありません。

| |
|---------------------------|
| 平成31年1月22日 |
| 産業部 観光振興課 (産業支援プロジェクト) |

広島県の西日本豪雨復興PR施策
「顔出しんさい！広島県」パネル等の設置について

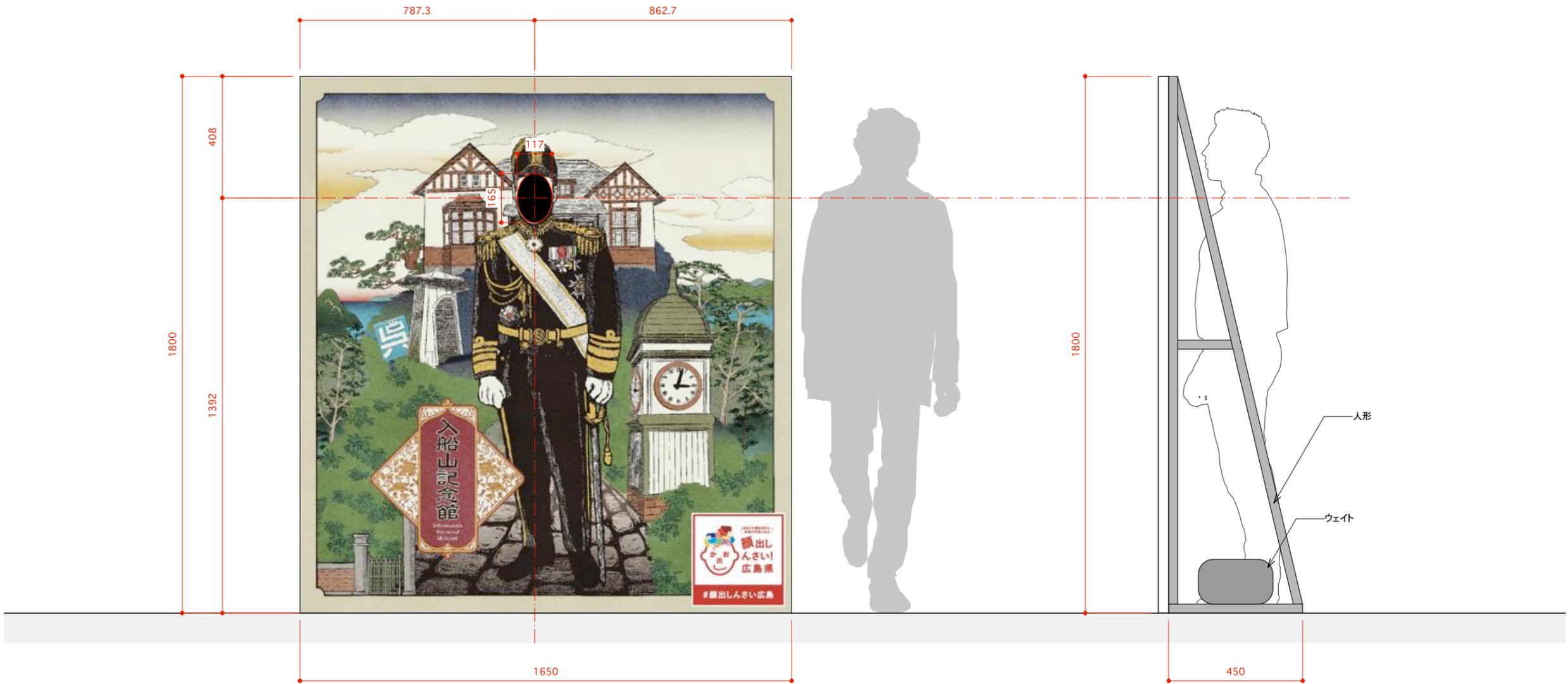
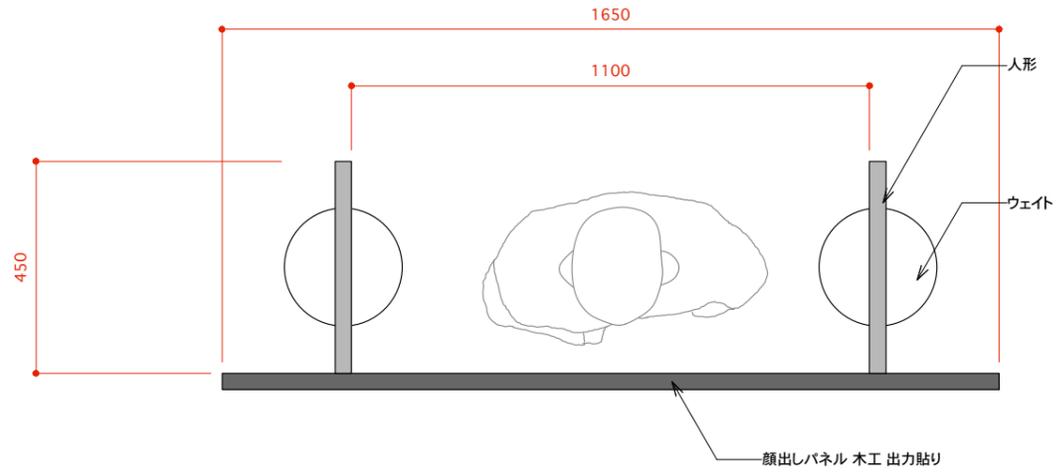
広島県が、西日本豪雨復興PR施策として実施するオリジナル顔出しパネル設置事業「顔出しんさい！広島県」について、本市に設置予定の作品が完成しましたので次のとおり設置しました。

【本市設置の顔出しパネル】

○入船山記念館

イラストレーターによる旧呉鎮守府司令長官のデザインパネル（別紙）

（平成31年1月17日（木）設置）



平成31年1月22日

都市部 都市計画課

狭あい道路整備等促進事業（国の補助金）の延長について

1 経緯

本市が平成13年度から実施している呉市狭あい道路整備事業については、平成24年度から国の補助金（社会資本整備総合交付金）を活用して実施しています。この補助金は、平成30年度までの時限措置とされていたため、広島県市長会へ平成31年度以降の事業継続を議案として提案し、国へお願いしてきたところです。（平成30年度春季・秋季）

この度、広島県から狭あい道路整備等促進事業の延長について、平成30年12月21日に平成31年度予算案が閣議決定されたとの通知がありました。この度予算案が国会で議決されれば正式に補助金の継続が決定します。

昨年の豪雨災害以降、狭あいな道路の拡幅が求められており、この事業は被災地の早期復旧及び強いまちづくりにつながるものです。

2 事業延長期間

平成31年度から平成35年度まで（5年間）

3 事業の概要

この事業は、市民の皆さまのご理解のもとに、4m未満の狭い生活道路の拡幅を支援するもので、地域の防災や安全の確保のため、消防車や緊急車両がスムーズに運行し、また地域住民の方々の利便性及び住環境を向上させるための事業です。

市民の皆さまには、道路整備用地として土地の寄付、道路整備用地内の門塀や擁壁などを除去していただき、道路が整備できる状態にしていただきます。

市は、申請者の方に門塀や擁壁などの除去・移設費用の一部を助成し、道路舗装及び側溝などの整備、測量、分筆、所有権移転登記を行います。

4 指定路線

4m未満の市道の一部93.3km（旧市内、川尻町、安浦町、音戸町）

5 実施延長

1,606.9m（66箇所）（平成29年度末）

6 ホームページへの掲載等

市民へ周知するためホームページ及び市政だよりに掲載するとともに、住宅メーカー等へパンフレットを送付する予定です。

※都市計画課「呉市狭あい道路整備事業」ホームページ

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/49/kyouaidouro.html>

■ 手続き



事前協議



市が現地を調査



寄付申請



現況道路の境界確定



市が測量



市が分筆・登記



擁壁の除去・築造等
門塀等の除去・移設



市が現場を確認



奨励金・
助成金支払い



市が道路整備
・維持管理

狭い道路を広げよう!

市民の方々のご協力とご理解のもとに、
狭い生活道路の拡幅を支援します。

呉市狭あい道路整備事業



呉市

都市計画法第29条に規定する許可を受けて開発行為を行う場合や建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を伴う場合等は制度の適用の対象とならない場合がございます。
詳しくは下記窓口でご相談ください。

お問い合わせは

呉市 都市部
呉市中央4丁目1-6 (呉市役所 本庁舎6階)

都市計画課 ☎0823-25-3366
建築指導課 ☎0823-25-3511

「呉市狭あい道路整備事業」の対象区域に
「川尻町」「安浦町」「音戸町」を追加しました。

『整備促進路線』を
拡幅していくために

狭い道路を 広げよう!

市が
お手伝いすること

すみ切り用地を
寄付していただいた場合、
寄付奨励金をお支払いします。



市民の方々に
協力していただくこと

整備用地やすみ切り用地を
市へ寄付していただくよう
お願いします。



この制度は、

地域の防災や安全の確保のため、消防車や緊急車両がスムーズに通行し、また地域住民の方々の利便性を向上するために制定されました。

自動車が通行できる
道路ネットワークができる!

市が
お手伝いすること

整備用地やすみ切り用地の
測量、分筆、
所有権移転登記は、
市が行います。



市民の方々に
協力していただくこと

整備用地や
すみ切り用地内にある
門塀や擁壁などを
除去していただき、
道路が整備できる状態にして
いただくようお願いします。



市が
お手伝いすること

門塀や擁壁などの
除去・移設費用の
一部を助成します。

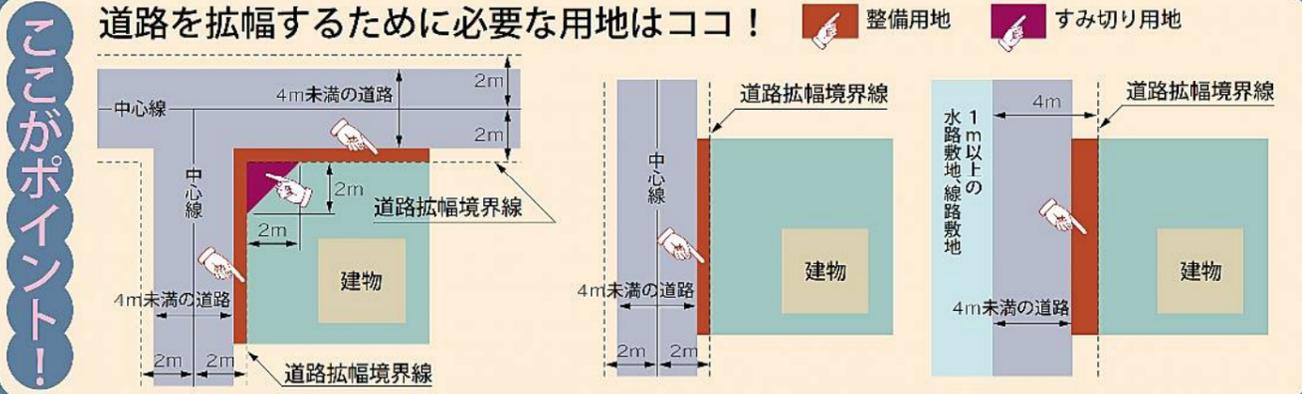


対象は、主要な生活道路や
通り抜けのできる道路など

寄付奨励金

★すみ切り用地の寄付
固定資産税評価額に
相当する額

固定資産税
評価額



市が
お手伝いすること

市が市道として
整備・維持管理を行います。



助成金



整備促進助成金一覧表

| 対象 | 内容 | 助成金額 |
|----------|----------------|----------|
| 門塀の撤去 | コンクリートブロック塀等 | 5,000円 |
| | 板塀、フェンス等 | 1,000円 |
| | 門柱、門扉 | 11,000円 |
| 門塀の設置 | 門塀の設置 | 17,000円 |
| 植栽等の移設 | 生け垣等(高さ0.9m以上) | 7,000円 |
| | 樹木(幹周0.1m以上) | 14,000円 |
| 擁壁の撤去 | 擁壁撤去 | 22,000円 |
| | 高さ0.5m以上1.0m未満 | 15,000円 |
| | 高さ1.0m以上2.0m未満 | 38,000円 |
| | 高さ2.0m以上3.0m未満 | 68,000円 |
| 擁壁の築造 | 高さ3.0m以上 | 118,000円 |
| | 長さ1mにつき | |
| 上水道施設の移設 | 水道メーターの移設 | 41,000円 |
| 下水道施設の移設 | 公共ますの移設 | 32,000円 |
| 排水施設の移設 | 排水ますの移設 | 15,000円 |

(寄付奨励金及び整備促進助成金は、合計で100万円を上限とします。)